

「明治前期の低湿地データ」の取得項目と抽出基準

取得項目	抽出基準	
	第一軍管地方二万分一迅速測図原図	京阪地方仮製二万分一地形図
旧河道	川跡と判読できる箇所	
干潟・砂浜	海岸線より海側に位置し、主に砂、泥と記された範囲	
深田	—	深田記号の付された範囲
水田	水田、水と記された範囲	水田記号の付された範囲
田	田と記された範囲	—
陸田	—	陸田記号の付された範囲
茅	茅（かや）、萱（かや）と記された範囲	—
ヨシ	蘆、芦、葦、葭（よし、あし）、蓮（はす）と記された範囲	—
砂礫地	砂、沙、礫と記された範囲	砂原、石原、砂礫積記号の付された範囲
泥地	泥と記された範囲	—
塩田	塩田、塩と記された範囲	—
湿地	湿地、湿と記された範囲	湿地記号の付された範囲
荒地	荒地、曠（こう）と記された範囲のうち、河川湖沼、水田、茅、ヨシに近接するもの（山地や台地上のものは取得しない）	荒地記号の付された範囲及びそれに類する範囲（山地や台地上のものは取得しない）
草地	草と記された範囲のうち、河川湖沼、水田、茅、ヨシに近接するもの（山地や台地上のものは取得しない）	—
河川	河川、用水路などの帯状の範囲（線状のものは取得しない）	
湖沼	湖、沼と判読できる範囲	
海面	海面と判読できる範囲	
堤防	凸状の盛土地と判読できる箇所	